

<2006 年度勧告 一部抜粋（仮訳）>

OECD 輸出信用アレンジメント輸出信用部会（ECG）はメンバー国に対し、各国の法制度や輸出信用の特性に従い、違法でない当事者の権利を侵害しないよう、公的輸出信用の恩恵をうける国際ビジネス取引において、贈賄を防止する（以下の）適切な対策を講じることを勧告する。

- a) 輸出者（または適切な場合は申請者）に対し、贈賄を禁止する国内法を含む国内法制度に基づき、国際商取引における贈賄の法的重要性を知らしめ、贈賄を防止する適切な管理方法を開発、適用ならびに文書によるルール化を図るよう奨励する。
- b) 輸出者（または適切な場合は申請者）及び彼らの代理人とも贈賄に関与しておらず、将来的にも関わることがないという誓約書の提出を求める。
- c) 輸出者（または適切な場合は申請者）が、次の国際金融機関の公的排除リストに載っていないか確認する。

世銀グループ、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行

- d) 輸出者（または適切な場合は申請者）及び彼らの代理人が外国公務員に対する贈賄を禁じた法に違反した結果、起訴または申込前5年以内に国内の裁判所において有罪判決を受けていないか、または、同等な国において行政処分の対象となったことがないか情報開示を求める。
- e) 輸出者（または適切な場合は申請者）に、必要に応じて、(i) 当該取引に関連して彼らの代理を果たした者の素性、(ii) それらの者に支払った手数料等の金額と目的について情報開示を求める。
- f) もし、(i) 輸出者（または適切な場合は申請者）が c) で例示された国際金融機関の公的排除リストに載っているとき、(ii) ECG メンバーが輸出者（または適切な場合は申請者）もしくはその代理人が外国公務員に対する贈賄を禁じた法に違反したとして国内の裁判所において起訴または申込前5年以内に有罪判決を受けたこと、もしくは同等な国の行政処分の対象となったことがあることに気付いたとき、または、(iii) 当該取引に贈賄に関わっていると確信する理由がある場合には、強化したデューデリジェンスを適用する。
- g) 5年以内に外国公務員に対する贈賄を禁じた法に違反し、国内の裁判所において有罪判決を受けているか、または同等の国の行政処分の対象となったことがある場合、適切な内部の是正措置や予防措置が取られ、維持され、文書によるルール化が行われていることを確認する。
- h) 司法当局への通報手続きが確立されていない場合は、贈賄に関わっているという信憑性がある場合に司法当局に情報提供する手続きを開発、実施する。
- i) どの時点においても、贈賄に関わっているという信憑性のある証拠がある時は、司法当局に直ちに情報提供する。
- j) 信用供与、保険金支払い、またはその他の支援を行う前に、当該取引に贈賄が

関わっている信憑性のある証拠がある場合には、内諾を一時停止し、強化された
デューデリジェンスを行う。その結果、贈賄に関わったという結論に至った場合は、
ECGメンバーは信用供与、保険金支払い、またはその他の支援を打ち切る。

- k) 信用供与、保険金支払い、またはその他の支援が決定されたあとで贈賄が立証
された場合は、支払いや補償の拒絶や支払済み保険金返還手続きなど適切な行動
をとる。